

「千葉県経済へのTPPの影響とその評価」 ～農業への影響を中心に～

千葉経済センター【公益財団法人ひまわりベンチャー育成基金】

はじめに

当センターでは、12年8月に「TPP問題からみる日本が抱える諸問題と今後の企業の対応について」というテーマでレポートをまとめて発表した。

その中で、当時のTPP論議の全体像とその根源にある日本が構造的に抱えている①グローバル化、②少子高齢化と人口減少、③農業改革などの諸問題とそれへの対応について整理したうえで、厳しい経営環境の中で国の政策に頼らずとも成功している事例を紹介するとともに、生き残りをかけた企業の取り組みなどについてまとめた。

その後、TPPについて日本は「TPPは聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明らかになった」として13年3月に正式に参加を表明し、関係11か国と交渉を進めてきた。特に、12か国の中で経済規模や経済的な影響力が圧倒的に大きい米国との間で、いわゆる重要5品目（コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）と米国が守りたい自動車の輸入関税の協議を中心に大筋合意に向けて厳しい交渉を進めてきたが、14年4月23日～25日のオバマ大統領訪日期間中でも最終的な合意に至らなかった。

この間、日本の農業を守るとの立場からTPP参加に反対を表明しているJAグループでは、14年4月3日にJA全中会長が20年まで農産物の輸出額を現在の10倍超にする、農業担い手育成の基金創設、大規模農業者への重点支援、企業との提携等による販売多角化など、組織の自己改革案を発表した。

このように日本の農業を取り巻く環境が大きく変わろうとしている中で、本調査では、TPP交渉はいずれ決着、合意するだろうとの前提に立ち、参加により大きな影響を受けると想定される千葉県内農業分野に焦点を当て、今後の千葉県農業の生き残り策及び海外に負けない競争力やブランド力向上のための提言を行うこととした。

本調査レポートがこうした問題に関心のある方々にとって少しでもお役に立てれば幸いである。

1. TPPの概要

(1) TPPの定義・全体像

TPP(環太平洋パートナーシップ協定、Trans-Pacific Partnership の略)は、環太平洋地域の国々において、モノやサービスの貿易だけでなく、環境分野や労働の自由化も目指す包括的な協定であり、日本を含めて現在 12 か国が交渉に参加している。これまで日本が 2 か国間あるいは複数国間で結んできた FTA(自由貿易協定)や EPA(経済連携協定)と大きく異なる点として、原則 10 年以内に全品目の関税を撤廃する点や、関税撤廃の例外品目が認められない点などが挙げられる。

■参加国一覧(14年4月時点)

シンガポール	06年5月 P4協定(環太平洋戦略的 経済連携協定)発効
ニュージーランド	
チリ	
ブルネイ	
アメリカ	10年3月 参加
オーストラリア	
ペルー	
ベトナム	10年10月 参加
マレーシア	
カナダ	12年11月 参加
メキシコ	12年11月 参加
日本	13年3月 参加表明

※14年4月現在、韓国は交渉参加国と事前協議中。

(2) 交渉分野の整理と主要分野での日本の立ち位置

TPP の交渉分野は、以下の 21 分野である。個々の分野について、参加国がそれぞれ自国の産業や利益を守るための主張を展開しており、交渉は大枠合意の段階から難航している。特に、日本は「物品市場アクセス」分野において、重要 5 品目(①コメ、②麦、③牛・豚肉、④乳製品、⑤甘味資源作物)を関税撤廃の例外扱いとするよう主張しているが、米国が即時関税撤廃を求めるなど、厳しい交渉が続けられている。

■交渉分野

分野	主な内容
1 物品市場アクセス	物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減方法等
2 知的財産	知的財産の十分で効果的な保護等
3 環境	貿易促進のための環境基準緩和の禁止等
4 競争政策	カルテル等の競争阻害要因を防ぐためのルール等
5 労働	貿易促進のための労働基準緩和の禁止等
6 原産地規則	関税の減免の対象となる原産国の認定基準等
7 政府調達	政府の物品・サービス調達における内国民待遇原則等
8 投資	国内外投資に関する紛争解決手続き等
9 越境サービス	国境を超えるサービスの待遇や規制に関するルール等
10 金融サービス	国境を超える金融サービスに関する定義やルール等
11 商用関係者の移動	ビジネス従事者の入国・滞在等に関するルール等
12 電子商取引	電子取引に関する環境・ルール等
13 貿易円滑化	貿易規則の透明性向上、貿易手続きの簡素化等
14 衛生植物検疫	食品の安全確保、動植物の疫病防止等
15 貿易救済	輸入の急増による国内産業の被害に対応する緊急措置
16 貿易の技術的障害	製品の規格適合性評価手続きに関するルール等
17 電気通信サービス	通信インフラのサービス提供者の義務等のルール等
18 制度的事項	当事国間協議等を行う「合同委員会」の設置要綱等
19 紛争解決	協定の解釈の不一致等の紛争解決の手続き等
20 協力	協定の合意事項を履行するための技術支援や人材育成等
21 分野横断的事項	複数分野にまたがる規制の通商上の阻害要因回避のためのルール等

(3) TPPを巡るこれまでの主な流れ

TPPのこれまでの流れを振り返ると、06年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4か国で発効したP4協定（環太平洋戦略的経済連携協定）が元となり、その後アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコの7か国が参加した。

日本は、10年10月に菅直人首相（当時）がTPP交渉への参加検討を表明して以来、TPPに参加した場合の国内経済への影響や内容の詳細について、調査検討を続けてきた。12年12月の衆議院選挙で勝利した自由民主党は『「聖域なき関税撤廃」を前提とするTPPには参加しない』という選挙公約を掲げていたが、13年3月、安倍晋三首相は「TPPは聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になった」として交渉参加を表明し、7月には交渉に参加した。以降、断続的に交渉は続いているが、日本における重要5品目や、米国における自動車など、それぞれの国が関税撤廃の例外品目を提示しており、特に日米の意見が対立していることから、14年4月現在で未だ大枠合意には至っていない。

この間、14年4月7日、政府は日本・オーストラリア二国間でEPAに向けた大枠合意をしたと発表した。その内容は、豪州からの輸入牛肉に対する関税を現行の38.5%から20%程度まで引き下げる代わりに、日本からの輸出自動車に対する関税（現行5%）を3年以内に撤廃するというものである。この合意は、米国が自動車を関税撤廃の例外品目として交渉に臨んでいる一方で、日本における牛肉シェアを拡大したいとする思惑をけん制しつつTPPの交渉を進めたいとする日本の姿勢の表れともいえる。14年4月23日にはオバマ大統領が来日し、日米の首脳会談で合意に向けた進展が期待されたが、最終合意には至っていない。

■TPPのこれまでの主な流れ

06年	5月	シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4か国が、TPPの前身となる経済連携協定P4（環太平洋戦略的経済連携協定）を発効。
10年	3月	アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムを加えた8か国でTPP交渉を開始。
	10月	菅直人首相（当時）がTPP交渉参加検討を表明。
		マレーシアが参加（計9か国）。
		野田佳彦首相（当時）が交渉参加方針を表明。
12年	11月	カナダ、メキシコが参加（計11か国）。
13年	3月15日	安倍晋三首相が交渉参加を表明（計12か国）。
	7月23日	マレーシアで開かれた第18回交渉会合より日本が参加。
	8月7～9日	日米両政府が2国間協議の初会合を東京で開催。
	8月22～30日	ブルネイで第19回交渉会合を開催。
	9月18～21日	ワシントンで首席交渉官会合を開催。
	10月8日	インドネシアで開かれた首脳会合で、「交渉が完了に向かっている」とする声明を発表。
	12月7～10日	シンガポールで開かれた閣僚会合で、13年中の交渉妥結を断念。
14年	2月22～25日	シンガポールで開かれた閣僚会合は、日米間の折り合いがつかず大枠合意せず閉幕。
	4月23～25日	オバマ大統領が来日し、日米首脳間で直接交渉。

2. TPP参加による国内経済、県内経済への影響

(1) 分野別メリット・デメリット

TPP参加国のGDP総額は世界全体の約4割を占める（13年のIMFのデータによれば38.0%）。TPPに参加する意義は、この大規模経済圏の連携に加わることにより、アジア太平洋地域の経済成長を日本に取り込むことであり、参加により、貿易自由化による輸出の拡大や投資ルールの整備による企業の海外進出の促進など、多くのメリットが期待される。

13年3月に政府はTPPへの参加に伴う輸出の増加や国内消費の誘発などにより、GDPが0.66%程度押し上げられる（金額では3.2兆円の増加）との試算を発表した。これは関税撤廃の効果のみを対象とした試算で、税関手続や工業規格、安全衛生基準などの非関税障壁の撤廃も含めれば、更に経済効果は大きくなるとみられており、現在、内閣府と有識者の間で算出の準備が進められている。

TPPは21分野に及ぶ広範な協定であり、それぞれの分野において、メリット・デメリットが指摘されている。主なものとしては以下の通りであるが、今後の交渉次第では、さらに変動する可能性がある（なお、最も影響があるとされる「物品市場アクセス」の中の「関税」分野については次項で述べることとする）。

「知的財産」分野では、商標や模倣品、海賊版などの取り締まりのルールが統一・強化され、日本の強みであるブランドやアニメ・ゲームなどの著作物等の保護が促進されることが期待される。一方、日本でも普及を推進しているジェネリック医薬品は、特許権が強化されることで、開発や普及に制限がかかる恐れが指摘されている。

「環境」分野は、参加国間の環境規制の共通化により、生物多様性や自然環境保全などを一体となって推進できるとされるが、日本の漁業補助金のあり方が問題となった。

「政府調達」分野では、海外からも日本の自治体の公共事業への参加が可能となることで、競争原理が働いて財政にとって効率的な公共事業が行えるようになる一方で、海外事業者の新規参入により、国内事業者との競争が激化することが考えられる。

■主な分野におけるメリット・デメリット

分野	基本的な方向性	メリット（機会）	デメリット（脅威）
物品市場アクセス	貿易の自由化	○貿易の自由化に伴う海外市場への販路拡大機会	○関税撤廃により価格競争力を失った国内農業への影響
知的財産	特許権の強化	○模倣品・海賊版の取り締まり強化による権利の保護	○特許延長に伴うジェネリック医薬品の開発・普及の阻害 ○コンテンツビジネスへの規制強化
環境	環境保全の取り組み強化	○参加国の共通基準による環境問題への対応強化	○国内の漁業補助金の廃止要請（※）
政府調達	競争の促進	○競争原理による公共事業費の抑制効果	○海外からの公共事業参入による国内事業者への影響 ○自治体の海外事業者対応負担

※乱獲を助長する漁業に関する補助金のみ廃止とすることで大筋合意（13年10月）。

(2) 関税分野における影響（農業）

関税分野のなかでも最も話題に上るのは農産物の問題である。日本における全輸入品目に対する関税率は、他の TPP 参加国と比べて決して高いわけではないが、農産品をみると、12 か国のなかでも 16.6%と 2 番目に平均関税率が高くなっており、これまで農業が保護されてきたことを意味している。なかでもコメの関税率は 778%と高い。現在は、コメを輸入する際 1kg 当たり換算すると 341 円の関税がかかっているが、TPP により関税が撤廃された場合、国産米は一気に価格面で劣後することが予想される。

■日本及びTPP参加国の平均関税率

(単位:%)

	日本	シンガポール	ブルネイ	ニュージーランド	チリ	米国	オーストラリア	ペルー	ベトナム	マレーシア	カナダ	メキシコ
単純平均 MFN 関税率	4.6	0.2	2.5	2.0	6.0	3.4	2.7	3.7	9.5	6.5	4.3	7.8
農産品	16.6	1.4	0.1	1.4	6.0	4.7	1.2	4.1	16.1	11.2	16.2	21.2
鉱工業品	2.6	0.0	2.9	2.2	6.0	3.2	2.9	3.6	8.4	5.8	2.4	5.8
商品												
電気機器	0.1	0.0	13.9	2.6	6.0	1.7	2.9	2.1	8.1	4.3	1.1	3.8
(テレビ)	0.0	0.0	5.0	0.0	6.0	0~5	0~5	6.0	0~35	0~30	0~6	0~15
輸送機器	0.0	0.0	3.8	3.2	5.5	3.1	3.3	1.0	18.2	11.4	5.9	8.7
(乗用車)	0.0	0.0	0.0	0~10	6.0	2.5	5.0	6.0	15~74	0~35	0~6.1	15~50
非電気機器	0.0	0.0	7.3	3.0	6.0	1.2	2.9	0.6	3.2	3.5	0.5	3.0
化学品	2.2	0.0	0.5	0.8	6.0	2.8	1.8	2.0	3.1	2.8	0.9	2.5
繊維製品	5.4	0.0	0.8	1.9	6.0	7.9	4.3	9.6	9.6	9.0	3.3	9.8

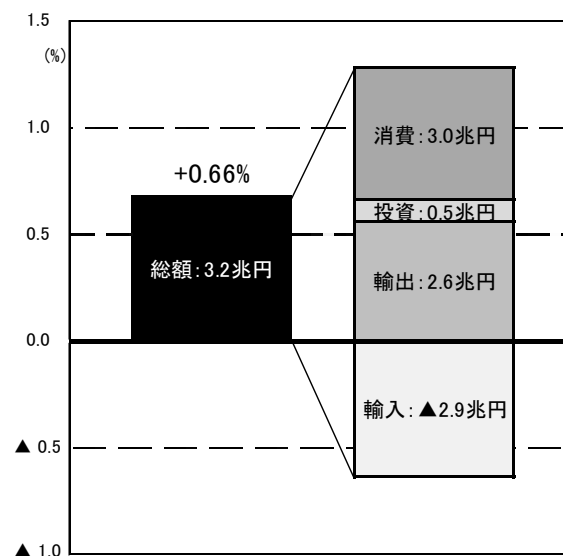
(出所)JETRO「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の概要・データ集(2013年12月)」より。

※MFN関税率:最優遇国に対する関税率。

政府は、TPP 参加交渉以前より、関税撤廃の例外品目としてコメを含む「重要 5 品目」を提示し、これらが例外として認められなければ、交渉から離脱することも示唆している。

また、前述の政府統一試算(13年3月)によれば、関税を撤廃することによる国内 GDP への波及額は、3.2 兆円のプラスとなる一方で、農業産出額は全体(10 兆円)の 3 割に及ぶ 3 兆円の減少が予測されるなど、農業部門に与えるマイナス面の影響が懸念されている(ただし、関税即時撤廃及び追加対策無しという条件で試算)。

■実質GDPの増加(政府統一試算)



■重要5品目

項目	主な品目	関税率
コメ(58)	コメ	778%
牛・豚肉(100)	牛肉	38.5%
	豚肉(※)	4.3%
乳製品(188)	バター	360%
麦(109)	小麦	252%
砂糖等(131)	砂糖	328%

()内は小品目数。

※豚肉は差額関税方式。

3. 千葉県農業への影響

(1) 千葉県農業の現状

① 千葉県農業の全国的な位置づけ

千葉県は、都道府県別の農業産出額が 4,153 億円で全国 3 位（2012 年）となるなど、全国的にも農業の盛んな県である。主要農畜産物別にみると、「野菜」が全国 2 位、「畜産」が全国 6 位、そのうち「豚」が全国 3 位となっている。

■農業産出額と内訳(2012年)

	農業産出額 (億円)	全国シェア (%)
1 北海道	10,536	12.2
2 茨城	4,281	5.0
3 千葉	4,153	4.8
4 鹿児島	4,054	4.7
5 熊本	3,245	3.8

(出所)農林水産省「農林水産統計」

■主要農畜産物の農業産出額構成比(2012年)

米		野菜		畜産		豚		牛	
	全国比 (%)		全国比 (%)		全国比 (%)		全国比 (%)		全国比 (%)
1 新潟	8.3	1 北海道	8.7	1 北海道	20.4	1 鹿児島	12.5	1 北海道	34.4
2 北海道	7.1	2 千葉	7.5	2 鹿児島	8.8	2 宮崎	7.6	2 鹿児島	6.8
3 秋田	5.9	3 茨城	7.4	3 宮崎	6.3	3 千葉	6.8	3 熊本	4.5
4 茨城	5.0	4 熊本	5.4	4 岩手	5.0	4 茨城	6.6	4 宮崎	4.4
5 山形	4.8	5 愛知	5.0	5 茨城	4.1	5 北海道	6.3	5 栃木	4.1
6 〃	〃	6 埼玉	4.5	6 千葉	3.9	6 群馬	5.9	6 〃	〃
9 千葉	4.0							9 千葉	2.4

(出所)農林水産省「農林水産統計」

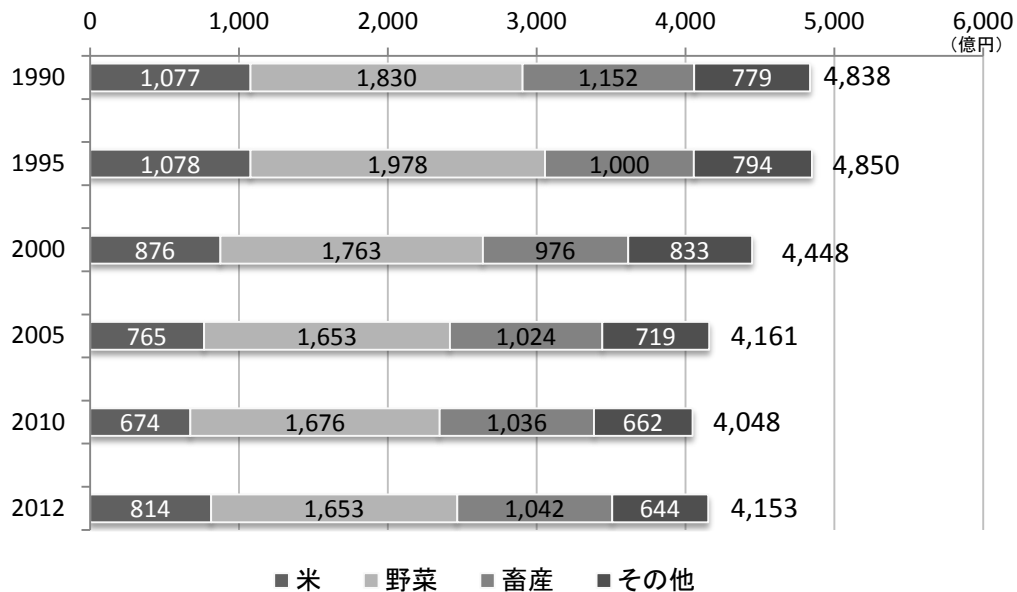
② 千葉県の農業の統計推移

千葉県の農業産出額の推移をみると、1990年から2010年にかけて16.3%減少したものの、2012年にかけては若干増加している。

農業従事者をみると、1990年の269,458人から2010年の151,126人と、20年で10万人以上減少している。また、農業の中心的な担い手である基幹的農業従事者についても、同期間で4万人以上減ったほか、65歳以上が56.5%（全国平均：68.4%）を占めるなど、高齢化も深刻化している。

農家数の推移をみると、1990年の117,294戸から、2010年には37.2%減の73,716戸になっており、急速な減少傾向をたどっている。専業農家の減少は比較的少ない（同18.5%減）ものの、第二種兼業農家（兼業農家のうち、農業以外の所得を主としている農家）は54.7%減と半減している。また、耕作放棄地についても、1990年から2010年の20年間で2倍以上に増加（1990年：7,986ha⇒2010年：17,963ha）しており、特に「土地持ち非農家（農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5a以上有する世帯）」が所有する耕作放棄地が急速に増大（1990年：1,616ha⇒2010年：8,769ha）している。農業従事者の高齢化と後継者不足が叫ばれており、このままでは今後も耕作放棄地の増加が続くものとみられる。

■千葉県の農業産出額の推移



※千葉県の資料を基にちばぎん総合研究所が作成

■千葉県の農業従事者の推移

(単位:人)

	1990	1995	2000	2005	2010	90⇒10年
農業従事者	269,458	238,055	218,960	181,300	151,126	▲118,332(▲43.9%)
基幹的農業従事者	120,664	105,605	84,582	88,218	78,904	▲41,760(▲34.6%)
65歳以上構成比	22.4%	34.8%	41.8%	52.3%	56.5%	-

(出所)千葉県「農林水産業の動向(平成25年度)」

※基幹的農業従事者とは、ふだんの状態が「農業」「家事や育児」「その他通学等」のうち、主に「農業」に従事していた者。

■千葉県の農家数の推移

(単位:戸)

	1990	1995	2000	2005	2010	90⇒10年
総農家数	117,294	104,553	91,850	81,982	73,716	▲43,578(▲37.2%)
販売農家	99,631	88,396	76,042	63,674	54,462	▲45,169(▲45.3%)
- 専業	17,264	14,571	14,613	14,372	14,075	▲3,189(▲18.5%)
- 第一種兼業	15,923	14,059	12,956	10,451	10,269	▲5,654(▲35.5%)
- 第二種兼業	66,444	59,766	48,473	38,851	30,118	▲36,326(▲54.7%)
自給的農家	17,663	16,157	15,808	18,308	19,254	1,591(9.0%)

(出所)千葉県「統計年鑑」

■千葉県の耕作放棄地の推移

(単位:ha)

	1990	1995	2000	2005	2010	90⇒10年
耕作放棄地	7,986	9,164	14,861	17,058	17,963	9,977(124.9%)
- 農家分	6,370	6,962	9,556	9,592	9,195	2,825(44.3%)
- 土地持ち非農家分	1,616	2,202	5,305	7,466	8,769	7,153(442.6%)

(出所)千葉県「農林水産業の動向(平成25年度)」

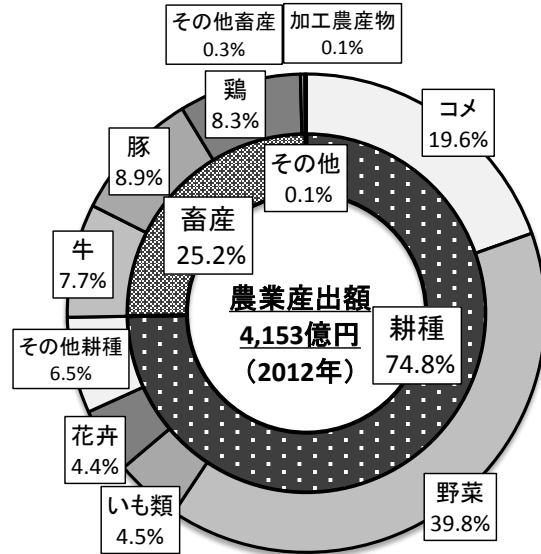
(2) 千葉県農業への影響

農業の盛んな千葉県において、高齢化などの農業自体の構造的な問題に加え、TPP 合意に伴い関税が撤廃された場合の影響は相当大きいことが予想される。特に、日本が重要 5 品目に掲げる品目のうち、「コメ」、「牛・豚肉」、「乳製品」は千葉県の農業産出額の中でも大きな割合を占めており（2012 年、コメ：19.6%、肉用牛・豚・乳用牛 16.6%）、今後の交渉の行方次第では大きな影響が懸念される。

農林水産省の試算をもとに千葉県が 13 年 3 月に発表した、「日本が TPP 参加した場合の千葉県農業産出額への影響」では、TPP 参加後は最終的には 11 年の農業産出額 4,009 億円のうち、1,019 億円分（約 4 分の 1）が減少するとしている。農業産出額に占める野菜の比率が高い千葉県の影響度は、全国（3 割）に比べると低い。

これによると、県内のコメの産出額は半減、豚肉は 8 割減、乳用牛・生乳に至ってはゼロになると推計されている（ただし、この試算は TPP に参加しても国や県が何も新たな対策を講じなかった場合であり、現実的ではない面もある）。また、影響を受ける販売農家数はコメ 40,927 戸、乳用牛 837 戸、豚肉 257 戸と予想される。

■千葉県の農業産出額の構成比



(出所)農林水産省「平成24年農業総産出額及び生産農業所得」

■日本がTPPに参加した場合の千葉県農業産出額への影響

(金額:億円 農家数:戸)

	2011年 産出額	推定 産出額	影響額 (推定値)	備考(算出根拠等)	※参考 2011年 販売農家数
合計	4,009	2,990	▲ 1,019	25%の減少	
耕種	2,971	2,580	▲ 391	13%の減少	
コメ	730	367	▲ 363	3割が外国産へ、残りも価格が26%低下	40,927
豆類	71	44	▲ 27	落花生が減少(農林水産省推計に準じる)	5,088
野菜	1,568	1,568	0		21,200
いも類	209	209	0		6,508
果実	162	162	0		3,384
花卉	176	176	0		3,338
その他	55	54	▲ 1	小麦が消滅	1,101
畜産	1,034	406	▲ 628	61%の減少	
肉用牛	46	14	▲ 32	肉質によるが外国産への転換、価格低下	417
乳用牛	262	0	▲ 262	北海道の生乳が本県の飲用向けに供給される	837
豚	347	75	▲ 272	7割が外国産へ、残りも価格が28%低下	257
鶏	365	303	▲ 62	(農林水産省推計に準じる)	159
その他	14	14	0		15

※千葉県発表資料、農林水産省資料を基にちばぎん総合研究所が作成

※販売農家数は兼業分を加味していない

もっとも、野菜に関しては影響がないとされている。これはもともと野菜に対する関税が概ね数%程度（一部例外を除く）と低いため影響がほとんどないと推測されること

や、米国では小麦やトウモロコシ、豪州は牧草など、各国の気象や地形に応じて作物も異なるので、千葉県の野菜との競争が少ないと予想されることに由来する。また、千葉県には、ストックや洋ラン等の花卉、日本なしやびわ、タカミメロン等の果物（果実の野菜）など、元々無関税・低関税の農作物が多くあり、これらの農作物は、国内市場を維持し、更に TPP により海外への販路拡大の可能性がある。

4. 政府の農業部門に対する考え方

安倍総理は 13 年 3 月に行われた TPP への参加表明時の記者会見において、TPP の参加による農業のダメージについて、「ピンチをチャンスに変え、今後は強い農業、攻めの農業への対策を議論していく」と発言した。

後日公表された成長戦略案においては農林水産業を成長産業と位置づけ、以下の目標へ向かって進むことにより、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させるとしている。

- ①農地の集積・集約化を進めることにより、コメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減するとともに、企業の新規参入を促し、法人経営体数を 5 万法人とする。
- ②農業者が農産物の加工、販売まで手掛ける 6 次産業化を促進し、20 年には 6 次産業の市場規模を 10 兆円（現状 1 兆円）とする。
- ③農林水産物の輸出を進め、20 年には輸出額を 1 兆円（現状 4,500 億円）とする。

特に①の農地集積・集約化は重点施策として位置づけられており、小規模農地や耕作放棄地を集約し、企業などに貸し出す仕組みである「農地中間管理機構」を新たに設置する法律が 13 年 12 月に成立している。

また、政府は農業協同組合法を抜本的に改正することも検討している。具体的には地域農協の経営に関与している全国農業協同組合中央会(JA 全中)の指導権限を弱め、各地域の農協の経営意欲を高めることや、全国農業協同組合連合会 (JA 全農) を株式会社化し、経営効率を高め、農家の農機具や肥料などの購入負担を軽減するなど、農政改革案が 14 年の 6 月を目処にまとめられている。

農協は農産物の生産に必要な肥料や農薬などを農家へ提供し、生産された農産物の販売を行うことにより、日本の農業の発展に貢献してきた。現在では兼業農家などの准組合員数が本業農家である正組合員を上回り、グループ全体では金融部門の収益額が農業部門の収益額より大きくなっており、農業のためへの組織へ回帰すべきだとの声が聞かれている。政府が農業部門を成長分野と位置づけ、減反政策の廃止など、改革へ向けて大きく動きだしたことを機会に、農協にも変革が求められる。

千葉県は大消費地である首都圏に隣接しており、農家が自ら販路を拡大して農産物を流通させることが可能であるため、他県に比べて農協を経由しない販売割合が高いと言われている。一方で、古くから地元農家とのつながりが強く、農産物の品質向上や担い手の育成に前向きに取り組んでいる地域もあり、このような千葉県の地域特性を踏まえたうえで、農協と農家、そして政府が新規参入を促している農業法人とがうまく連携を取っていく必要がある。

5. 輸出やブランド化に取り組んでいる農業事業者の事例

これまで見た通り、TPP への参加は県内の農業分野に大きな影響を及ぼすことが想定される。一方で、TPP の参加の是非にかかわらず、高齢化に伴う需要減少への懸念など、日本の農業の将来に危機感を持ち、既に輸出などの販路拡大やブランド力強化による付加価値向上への取り組みを行っている農業事業者も多数存在する。以下ではそれらの農業事業者の取り組みを紹介する。

(1) 「多古米」(輸出への取り組み)

多古町は、有機物が豊富な粘土質の土壌で、古くから米どころとして知られている。江戸時代には幕府の献上米とされた多古米は、寿司米として人気が高く、多くの寿司店で利用されている。

13年3月6日から8日にかけて幕張メッセにおいて開催された「ワールドスシカップジャパン」(※)では、オフィシャル米として多古米が採用されたが、この大会に参加していたシンガポールの和食レストランから、お店で提供する寿司米に多古米を使いたいとオファーがあり、13年10月より輸出がスタートした。キックオフイベントとして輸出先のレストランで「多古米お披露目会」が開催されたほか、シンガポールの国際会議展示場で開催された ASEAN 市場最大級の食品見本市である「Oishii JAPAN 2013」にも出展し、多古米のPR活動を行っている。

多古米は、業務用及び小売り用として120kg/月を輸出しており、小売りは国内価格の約3倍で販売されている。

(※)日本の食文化の情報発信を目的とした国内外の寿司職人が味や技を競うイベント

(2) 「長狭米」(ブランド強化への取り組み)

千葉県の南房総に位置する長狭平野は、重粘土質の土壌と、良質の水が湧き出る米作りに最適な環境で、明治天皇即位の大嘗祭に献上される米の栽培地として指定された。

鴨川地区では、78年に地域の水稲生産者を中心に発足した研究会において、水稲栽培農家とJA、肥料・農薬の協力メーカーが連携して栽培技術の研究、改善活動を実施している。研究結果は会員間で共有し、栽培技術を向上させることにより長狭米のブランド力を強化している。また、生産者間での米の食味を競う「食味コンクール」を毎年継続して開催しており、成果物の味を競うことで、会員のモチベーションの向上にも努めている。

研究会は地元の大手生産者が主体となって運営されており、長狭米の品質向上に向けての努力を継続していく事がブランド価値向上に繋がるとして活動している。

(3) 新潟県の A 農業生産法人（輸出への取り組み）

若くして実家の大規模コメ農家を継いだ現在の代表者は、基調的な米価の下落と減反率の上昇など、厳しい経営環境下にある国内で専業農家を継続して営んでいく事に危機感を感じ、04年に海外進出を決定。地理的要因や規制、親日的な国であることなどを勘案して、進出先は台湾向けとし、自身で台湾商社をリストアップして FAX を送るなどの売り込みをかけた。

輸送コストや為替要因を加味すると、現地価格の 10 倍以上の価格設定となったため、営業活動は困難を極めたが、富裕者層にターゲットを絞って PR 活動を行ったことが奏功し、輸出決定から 3 年後の 07 年に 1 社と契約を締結。輸出開始から 5 年後の 12 年には約 500 トン/年を売上げるまでとなった。現在では輸出先は台湾以外にも米国やシンガポールにも広がり、同社のコメ輸出量は、日本産米の総海外輸出量の約 10% を占めている。

(4) 柏市の農産物直売所（販路拡大に向けた取り組み）

柏市は県内でも有数のネギの産地であるが、90 年代より増加した中国産輸入野菜の影響で、地元特産物であるネギの生産農家が大きな打撃を受けた。自身でも大規模農場を運営する現在の代表者は、地元の農家が生き残っていく方法として、活動している柏周辺が農産物の生産地であるとともに、一大消費地でもあることを活かし、柏で獲れた農産物を地元の消費者に販売する直売所を設置し、生産と消費を直接結び付けていくことを決めた。

この趣旨に賛同した地元の農業者 15 名らが中心株主となり、直売所運営のための法人を設立、04 年 2 月に直売所がオープンした。11 年には延べ来客数は 300 万人を超え、現在の協力生産農家の数は約 230 名にものぼる。

また、店頭販売以外にも市内の学校給食食材として農産物を供給しているほか、田植えや稲刈り、じゃがいも堀りなどの体験学習の実施や、地元農業者の育成、支援を行うなど、地域農業の活性化にも努めている。

(5) 成田市の農産物販売会社（販路拡大に向けた取り組み）

愛媛県の農家出身で、地元で農業普及を行っていた現在の代表者は、みかんの減反が始まったことをきっかけに、美味しさと安全にこだわった農産物の流通網を自ら開拓することを決意。活動の拠点は大消費地である首都圏に近く、有機農生産者の多い千葉県へ移し、生産農家 7 人と共に法人を設立した。

同社が供給している野菜や果実は全て有機栽培や特別栽培で生産されたものであり、その価値を理解してもらえる消費者を対象に販路を開拓。拡大してきた独自の流通網は自然食品店、生協、スーパー、百貨店、外食産業、インターネット販売と幅広い。生産農家数も今では県内 70 人を含め、全国 100 人を超える規模に拡大した。

現在では野菜を作るだけでなく、付加価値を持たせてジャムやジュースに加工して、自社の流通網に乗せて販売する 6 次産業化への取り組みに注力している。

また、成田空港に近い利便性を活かし、香港やシンガポールの在留邦人を対象に千葉県産の農産物の野菜や果物、農産品の輸出（宅配）業務も行っている。

(6) 旭市の農事組合法人B（多角化・販路拡大に向けた取り組み）

当社が飼育するのは黒毛和牛とホルスタインの交雑種で、脂身がのりすぎずに赤味と脂身のバランスが良く、「チバザビーフ」(※)に参加している。

「消費者直売型農業」を経営したいとの志を持った現在の代表者が、66年に仔牛1頭から肉牛の飼育業を開始。すぐに直売業務は開始せず、まず肉牛飼育業として事業規模を拡大し、企業体力を蓄えることに専念。飼育規模を拡大し、(現在は約600頭を飼育)生協や市場などに販路を確立。開業から40年近く経った02年にレストランや海外で修業を積んだ長男とともに、念願だった直売所を牧場の隣に開設。自社で飼育した牛肉の販売を開始した。

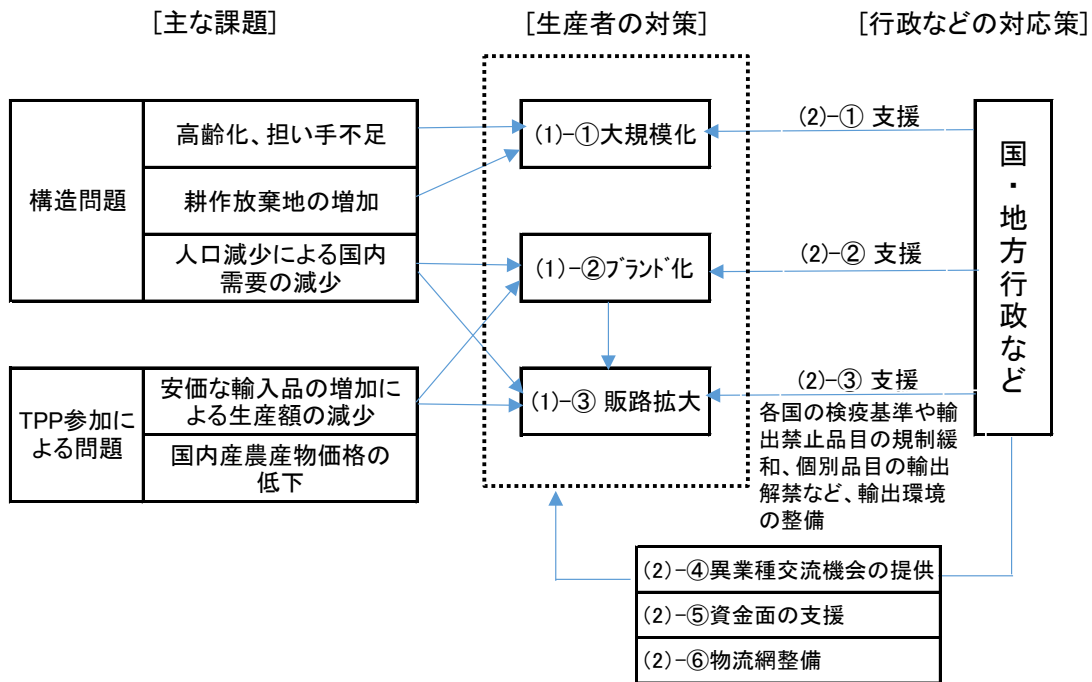
直売所では自家産牛肉のみではなく、「地元で採れた安心できる新鮮な食材の提供」をコンセプトに、近隣の農家で栽培された野菜や卵、加工品も販売している。

また、13年には直売所に隣接して焼き肉レストランを開業し、自社製牛肉のみで営業しているほか、酒造会社と連携して牛肉に合う焼酎の開発を行うなど、業務の多角化に努めている。今では当社で飼育する肉牛全体の約2割程度を自社の直売所と焼き肉レストラン経由で消費者に提供している。

(※)生産者と畜産関連団体が立ち上げた千葉県産牛肉を共同でアピールするための総称。

6. 提言

○提言の全体像



いずれ TPP 交渉が何らかの形で決着、合意するだろうとの前提に立った場合、将来的に県内農畜産物、酪農品生産者が生き残るためには、TPP の影響の少ない野菜等への転換を図る道があるが、コメ、豚、牛等これまでの生産を継続するためには、海外に負けない付加価値を持った農産物を生産するほか、物流ネットワークの構築などが必要となる。その方策として以下のような点について提言したい。

(1) 農業生産者に求められる取り組み

① 大規模化

農地解放以降の流れから、日本では小規模な農家が大半を占めている。海外との価格競争に打ち勝つためには、農業経営の規模を拡大し、生産効率を上げ、収益性を高めていくことが必要である。そのためには、経営意欲の高い専業農家や、農業ビジネスに収益機会を求める法人が農地の集約をはじめとする経営の大規模化を志向し、競争力を強化していく事が求められる。

② ブランド化

TPP 参加による海外の安価な農産物に対抗するには、農産物の付加価値を高めるためのブランド化が必要である。しかし、千葉県農林水産物と言えば「多古米」「長狭米」「銚子のつききんめ」など、全国ブランドとして思い浮かぶものは少ない。千葉県では県内産の豚肉、牛肉に「チバザポーク」「チバザビーフ」の名称を付けて、生産者と出荷団体と連携してPR活動を行い、相応の効果を上げているが、鹿児島県の「黒豚」のように浸透していない。

事例でみたような「多古米」「長狭米」の歴史は江戸時代まで遡る。ブランド力は、一朝一夕に確立されるようなものではないが、海外の農産物に負けない付加価値をつけるには、ブランド化を意識した取り組みが必要である。その際、個々の生産者レベルで実行に移すのが難しいのであれば、生産地域内や同業生産者間で連携し、全国展開、海外展開が可能な、まとまった量を確保してブランド力を高めていくことで大きな力を発揮できると考える。

③ 販路の拡大

(a) 海外販路の拡大

TPP 参加の是非に関わらず、人口減少により今後の国内の農産物の消費量は減少することが予想されるため、国内の農業にとって輸出の拡大は検討すべき重要なテーマである。政府の農産物の輸出拡大政策に基づき、千葉県では「農林水産業振興計画」において、千葉県産の農林水産物の輸出額を現状の 115 億円/年から 17 年度までに 170 億円/年へ増加させる目標を立てている。

12 年度の千葉県の農産物(水産物を除く)の輸出額は年間 33 億 8 千万円と少ない。しかもそのうちの 99.8%(33 億 77 百万円)は植木・盆栽類が占めており、他のコメや野菜、畜産物などの品目はごくわずかとなっている。放射能汚染の風評被害のなかった 10 年度においても、植木以外の輸出金額は全体の 3.4%(87 百万円)に過ぎない。事例でみた多古米のようなコメの輸出はほんの一握りの取り組みに過ぎないことがわかる。

国内農産物の輸出の歴史はまだ浅く、現地での販売PR活動、為替リスクの軽減、資金回収手段の確立、通年安定供給体制の整備など、乗り越えるべき課題は国内販売の比ではない。

その中で、どうしたら海外販路を開拓し、輸出を増やすことができるのか。具体的な方策について、事例で取り上げたコメを例にとって考えてみたい。

[販売ターゲットの明確化]

10 ページの事例(3)でみた海外取引の主たる顧客層は、台湾やシンガポールなどアジアの富裕層である。これらの国々は今後の成長が見込まれるものの、富裕層の数には限りがあり、他国との競合も激しい。今後は販売ターゲットを富裕層から中間所得者層へと広げていかないと輸出を増やすことは難しい。そのためには、事前マーケティング調査を十分に実施し、現地の消費者のニーズを汲み取るとともに、国内においては、農地の規模拡大や機械化による生産効率を高めることで、さらなる生産コストの大幅引き下げなどの努力が必要である。

[品質をアピール]

日本産米の最大の魅力はその品質である。まず、味わって、美味しさを体験してもらうことが販売への近道である。現地の百貨店やスーパーで試食会を開いたり、現地の飲食店などで期間を決めて試供してもらったりなど、できるだけ多くの人に実際の品質をアピールする機会を増やす必要がある。

[文化と共に輸出]

多古米の輸出のきっかけは、多古米が寿司米として最良であったことである。和食がユ

ネスコの無形文化遺産に登録されたことを追い風に、日本料理とセットでアピールしたり、日本酒の輸出も併せて検討するなど、日本文化と共に輸出したい。また、幕末の献上米であったことなど歴史的なストーリー性を強調するとか、「箸(はし)」の使い方や、ごはん味噌汁、納豆、干物、漬け物との組み合わせなどを含めた日本の伝統的な食事習慣、レシピ、低カロリーで健康に良いことなども外国人の心を打つのではないかな。

[日本の技術とセットで輸出]

海外では日本製の高性能な炊飯器が人気であり、お土産品として大量に持ち帰られているほか、輸出量も順調に伸びている。最近では炊飯自動ロボットの開発も盛んである。例えば、メーカーと連携して、コメと炊飯器をセットで売り込むことも有効だと考えられる。技術的に優れた電気炊飯器で炊いた日本産米の「炊き立てのほかほかご飯」の美味しさを外国人にも味わってもらえば、コメと炊飯器のセット販売は輸出商品の大きな目玉になりうる。

千葉県で生産される農産物は、米や畜産物のように TPP への参加による打撃が大きいと想定される品目も多いが、植木のように既に全国的な輸出額を誇り、今後も増加が見込まれる品目や、ナシに代表される果実などのように、高品質で国際的な評価の高い品目もある。千葉県では、森田知事がタイやマレーシアへのトップセールスにより、県産ナシなどを販売する取り組みが始まっているが、タカミメロンなど、他にも輸出対象になるものも多いはずだ。積極的に生産品目の見直しを行い、品目による輸出の実行可能性と輸出により得られる収益機会を検討したうえで、事例でみた新潟の農業法人のように積極的に輸出にチャレンジしていく取り組みが求められる。

(b) 国内販路の拡大

一方、国内に目を向けると、首都圏向け販売は競合も激しく、食に対する消費者ニーズの変化も激しいが、最大の商圏である。首都圏における最大の需要者は量販店や外食産業である。生産者同士で連携して安定した供給体制をアピールするなど、首都圏に隣接する立地の優位性を活かしたい。

また、千葉県は自然環境が豊かであり、観光農業を発展させる地域資源に恵まれている。各地域の得意品目をブランド化したうえで、都市と農山漁村との交流拠点をこれまで以上に整備し、農産物の直売所や加工所、体験農園や市民農園などに積極的に人を呼び込んで農産物を販売したい。

(2) 行政などによる仕組みづくりへの取り組み

① 大規模化の支援

政府の「農地中間管理機構」設置法案に基づいて、千葉県では 14 年度の新規事業として「農地中間管理事業等促進基金事業」を設定し、10.2 億円の予算を計上した。具体的な事業の進め方は、まず、知事が管理業務を行うことのできる法人(第 3 セクター)を指定。指定を受けた機構は耕作者不在の農地所有者から農地を借り受け、「担い手」(経営規模を拡大させたい農業者)へまとめて貸し付ける。機構は必要に応じて基盤整

備などを行うとともに、貸し付けるまでは農地として管理を行う。

県ではこの施策により、農地集積と集約化を進め、10年後には県内の農地全体の約半分を「担い手」が利用することを目標としている(現在は2割程度)。農地の大規模化が進めば、既存農家の生産性が高まり、生産コストの低減による価格競争力の向上が期待できるほか、新たな民間企業の参入を呼び込むこともできる。中間管理機構の制度の活用により、農地利用が活性化されることを期待したい。

② ブランド化の支援

前記のとおり、千葉県では県内産の豚肉、牛肉に「チバザポーク」「チバザビーフ」の名称を付けて、生産者と出荷団体と連携してPR活動を行い、相応の効果を上げている。個々の生産者レベルでブランド力をつけるのが難しいものについては、行政がブランドを纏める支援を行うことが有効である。個々の産出品目の多い野菜類についても「京野菜」や「加賀野菜」などのように、いくつかの種類の野菜を一つのブランドに纏めて価値を高められるのではないかと期待している。

③ 輸出の支援

農林水産省は13年8月に20年までの「農林水産物の国別・品目別の輸出戦略」を公表し、水産物、コメ、牛肉など重点8品目について、輸出額の目標を定め、重点販売国や具体的な対応策を明示しているが、その中には原発事故により、輸出規制がかけられたままの品目も存在する。

農産物を輸出するには、放射能汚染にかかる風評被害の払拭(輸出禁止品目の規制緩和や個別品目の輸入解禁等)、輸出相手国との検疫条件の緩和など、事業者の努力では解決できない問題がある。輸出にかかる規制面に対しては行政がフォローし、輸出環境の整備を進めるなど、民間企業と連携して取り組んでいくことが望まれる。

④ 異業種交流機会の提供

多くの農家では品質の向上への取り組み方など、農産物の生産面における知識や技術は豊富であるが、販路の拡大に関しては、ノウハウを持っていない。事例で紹介したA農業法人のように、単身海外へ乗り込んで行って販路を開拓できたなどというのは非常に稀なケースである。

最近では農業を成長分野と位置づけ、積極的にアグリビジネスに参入する金融機関が増えている。主な内容はビジネスマッチングや農業者向けの融資制度の充実、農業生産法人の設立支援などであるが、なかでもビジネスマッチングは金融機関と農業者の双方に新たな収益機会を生む取り組みとして、各金融機関とも力を入れている。

具体的には生産者が農産物を出展し、流通バイヤーや食品加工業者、製造業者を招聘する商談会形式のマッチングイベントが盛んに行われている。多古米の輸出のきっかけとなったのが食に関するイベントであったように、金融機関の持つ広域なネットワークと他業種にわたる取引網を活かしたマッチング業務は、農業生産者の販路拡大に有用である。金融機関に限らず、JETRO(日本貿易振興機構)や自治体、商工会においても、多様な業種との異業種交流の場を積極的に提供していくべきであろう。

⑤ 資金面の支援

農業は国の基本産業であることから、現在、多数の補助金制度が存在している。今後は所得減少に対する単なる補償ではなく、今回提言している前向きな投資の立ち上げに対する支援に使われるべきであろう。すでにアグリビジネスに参入する金融機関においてはビジネスマッチング業務だけではなく、農業者の資金支援のための農業ファンドの組成や出資業務を盛んに行っている。今後は国と民間の共同による農業ファンドの創設や、農業部門に新規参入した企業の税制優遇など、継続・自立した経営を行うための前向きな資金支援が求められる。

⑥ 物流網の整備

4月12日、圏央道の稲敷－神崎インターチェンジ間の10.6^{km}が開通した。森田知事は記者会見で、同区間の開通により期待される効果について、成田空港の利便性向上や観光振興、企業立地に加えて「農産物の販路拡大」を挙げた。

今年度中には神崎－大栄間が開通し、常磐道と東関東道が圏央道で接続される予定で、残る大栄－横芝間については早期の開通に向けて準備が進められている。このように物流網の整備が進めば、消費者へ高鮮度の農産物が届けられるほか、安定供給体制の確保、物流コストの軽減などに繋がる。また、県内の交流地点に人を呼び込むことが容易となり、ブルー・グリーンツーリズムの発展も期待できる。大栄－横芝間の周辺に位置する成田市、多古町、芝山町、横芝光町、山武市ではさつまいも、だいこん、ねぎ等の農産物の産出量が多いほか、畜産も盛んな地区もあり、早期の全面開通が望まれる。

TPP参加の是非にかかわらず、大規模化、輸出への取り組みは千葉県だけでなく、日本の農業が取り組むべき待ったなしの課題である。千葉県は全国有数規模の農業産出県であるがゆえ、TPPへの参加に伴う痛みは大きい。しかし、千葉県は最大の消費地である首都圏に近接している立地優位性と、空港、海港を始めとした物流面の優位性を持っている。このポテンシャルを活かして、今後の日本の農業の成長を先導していきたい。

日本再興戦略では、30年までに「物流システムの高度化(注)」を掲げている。成田空港や千葉港などを有し、外環道、北千葉道路、圏央道の全面開通が期待されている千葉県は日本再興戦略に沿った物流機能を高めることが今後の企業誘致を促進できる大きな強みとなるはずである。農業や食品加工業についても今後海外への販路拡大を図っていくうえで、物流網の整備強化は欠かせない。千葉県はこの面で他都道府県と競争するのではなく、日本再興戦略の実行機関として、新たな需要を創出するための役割を担っていくことが重要と考える。

(注)これは、入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物において、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム(NACCS)に統合することなどにより、貿易関連の手続きの迅速化、ペーパーレス化を促進しようとするもの。

以 上